

第 2 4 号議案

豊川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部改正について

豊川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「報酬」を「給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当」に改める。

- (1) 豊川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年豊川市条例第 3 号）第 1 8 条第 1 項第 1 号
- (2) 豊川市労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 2 0 年豊川市条例第 1 4 号）第 3 条第 1 項第 2 号
- (3) 豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 2 1 年豊川市条例第 1 7 号）第 2 5 条第 1 項第 1 号

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、地方公営企業法施行規則の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備を行う必要があるからである。